

事例相談について

☆こんなケースは

各地域包括支援センターへ

◆来所日時をあらかじめ

ご連絡ください。

- ・面接にて事例相談票をもとに相談を

お聞きしますので、事例相談票の記載は簡単に。

◆持参するもの

- ・事例相談票
- ・アセスメント用紙
- ・居宅サービス計画書
- ・利用票及び利用票別票

◆事例相談票には・・・

- ・ご本人・ご家族がどのような状況なのか
 - ・ケアマネとして、今後の支援方法について検討（実施）していること
- を記載してください。

	ケース内容	包括・保険者の対応
1	困難事例と感じており、支援方法に悩んでいるケース	必要に応じ、包括内 3 職種で、一緒に検討していきます。
2	訪問介護員 2 人対応・同種類の福祉用具を 2 台レンタル（手すり除く）などイレギュラーでサービスを使うケース	保険者が最終判断し判断結果を通知します。
3	独居の有無を問わず、「生活援助」「身体・生活援助」の訪問介護を算定するケース（概ね 1 年に 1 度、プランの見直し時には相談）	生活援助中心型算定理由 3 にあたるケースについては、保険者が最終判断し判断結果を通知します。
4	「生活援助中心型サービス」の算定回数が「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の回数よりも多い場合	地域ケア会議を開催し、多職種からの検討・助言を行なっていきます。
5	限度額をどうしても超えてしまい、2 か月以上連続して限度額を超えることが予測されるケース	相談内容を保険者に報告します。
6	ショートステイを連続して 2 か月以上使い続けなければならず、3 か月目以降も連続してショートステイ利用が見込まれるケース	有効期間の半分以上ショートステイを利用せざるを得ないケースについては保険者が最終判断し判断結果を通知します。それ以外のものは、相談内容を保険者に報告します。
7	月 1 回の自宅訪問が行えずモニタリングができない場合（特段の事情としての判断に困った場合）。特にショートステイ入所により訪問ができない場合には、個々のケースにより特段の事情として認める場合とそうでない場合があるため、要相談。	保険者が最終判断し判断結果を通知します。
8	高齢者への虐待が疑われるケース（暴言・暴力・ネグレクト・金銭搾取等）	必要に応じ、包括内 3 職種で、一緒に検討していきます。
9	軽度者福祉用具貸与（車いす及び車いす付属品・移動用リフト（つり具の部分除く））のケース 別紙参照 ★の項目に該当	※提出書類は介護保険（介護予防）福祉用具貸与利用書とともに所定の書類を添えて。 （事例相談票は必要なし）